国税収納金幣	予算決算及び	道路交通法施行令	
・ 理資金に関する	分会計令 (昭和	<sup>爬</sup> 行令(昭和三-	
9る法律施行	4二十二年勅	二十五年政令:	
令(昭和二十	令第百六十五	一十五年政令第二百七十号)	
国税収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一号)	予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)	)	
十一号) …		1	
: 6	: 5	: 1	

0 0 0

改正案	現
(自動車の乗車又は積載の制限)	(自動車の乗車又は積載の制限)
第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は	第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は
積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定め	積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定め
るところによる。	るところによる。
一 (略)	一 (略)
二 積載物の重量は、自動車(ミニカー、特定普通自動車等及び小型	二 積載物の重量は、自動車(ミニカー、特定普通自動車等及び小型
特殊自動車を除く。)にあつては自動車検査証、保安基準適合標章	特殊自動車を除く。)にあつては自動車検査証、保安基準適合標章
又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量(大型自動二輪車	又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量(大型自動二輪車
及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつて	及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつて
は六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下	は六十キログラム、第十二条第一項の内閣府令で定める大きさ以下
の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけ	の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけ
るその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム)を、ミニ	るその牽引されるリヤカーについては百二十キログラム)を、ミニ
カーで積載装置を備えるものにあつては九十キログラムを、特定普	カーで積載装置を備えるものにあつては三十キログラムを、特定普
通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラムを	通自動車等で積載装置を備えるものにあつては千五百キログラム
超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車	超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車
で積載装置を備えるものにあつては七百キログラムをそれぞれ超え	で積載装置を備えるものにあつては五百キログラムをそれぞれ超え
ないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保	ないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の
安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはなら	安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはなら
ないものとする。	ないものとする。

三
(略)
三
(略)

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 略

(削る)

2 令で定める様式の納付書の交付を受けなければならない。 次に掲げる者は、 その者の住所地を管轄する警察本部長から内閣府

(略)

3 なければならない。 げる方法のいずれかの方法により、 法第百二十八条第一 項の規定による反則金の納付は、 当該各号に定める者に対して行わ 次の各号に掲

含む。 による方法 第 項の納付書 日本銀行 (前項各号に掲げる者にあつては、 (国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を 同項の納付書

条第 ものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したものへの振込 たものの預金又は貯金の口座であつて、 るものである場合にあつては、 第 (当該通告が法第百二十六条第三項ただし書に規定する告知に係 の職員のうち会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十八 項 項の通告に係る反則行為が行われた地を管轄する都道府県警 の規定により反則金の収納に関する事務を行うこととされ 同項ただし書に規定する都道府県警 当該事務のために管理する

(反則金の納付及び仮納付)

第五十二条 (略)

2 法第百二十八条第一 項の規定による反則金の納付は、 前項の納付書

(国の歳入金の受入れを取り扱う代理店を含む。

に対して行わなければならない。

により、

日本銀行

3

その納付書により反則金を納付しなければならない。 する警察本部長から内閣府令で定める様式の納付書の交付を受けて 次に掲げる者は、 前項の規定にかかわらず、 その者の住所地を管轄

(略

(新設)

らかにして行うものに限る。)の方法 当該職員
み(当該反則行為をした者の氏名その他内閣府令で定める事項を明

- 4 反則金の納付は、分割して行うことができない。
- 5 (略)
- 6 るのは 第百二十六条第一項又は第四項の規定により告知」 による仮納付について準用する。この場合において、 百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは 「告知に係るもの」とあるのは 第一項、 「納付書 「納付書」 第三項及び第四項の規定は、法第百二十九条第一項の規定 (前項各号に掲げる者にあつては、 لح 同項第二号中 「もの」と読み替えるものとする。 「通告」 とあるのは 同項の納付書)」とあ と 第一項中「法第 第三項第 「告知」と、 一号 法 6

(家庭裁判所の指示に係る反則金の納付)

第五十二条の二 (略)

2 前項第一 で 前条第二項第二号中 項の規定による反則金の納付について準用する。 定は、法第百三十条の二第三項において準用する法第百二十八条第 た家庭裁判所又はその支部の所在地」と、 れた地」 とあるのは 第五十一条並びに前条第二項第二号及び第三項から第五項までの規 「前項各号」とあるのは「同条第1 と 号 とあるのは 同条第三項第 「法第百三十条の二第 と 同項第二号中 「通告を受けた日の翌日から起算して十日以内」 「法第百三十条の二第 号中 第 第 一項」 一項の規定により定められた期限ま 「項において読み替えて準用する 項の通告に係る反則行為が行わ とあるのは 項の規定による指示をし (当該通告が法第百二十 この場合において、 次条第 項」 لح

反則金の納付は、分割して行なうことができない。

5 (略)

4

のとする。

のとする。
第一項、第二項及び第四項の規定により告知」と読み替えるも法第百二十六条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは、「百二十七条第一項又は第二項後段の規定により通告」とあるのは、「第一項、第二項及び第四項の規定は、法第百二十九条第一項の規定

(家庭裁判所の指示に係る反則金の納付)

第五十二条の二 (略)

一項の規定による反則金の納付について準用する。規定は、法第百三十条の二第三項において準用する法第百二十八条第2 第五十一条並びに前条第二項、第三項第二号、第四項及び第五項の

する。する。する。する。する。する。する。大条第三項ただし書に規定する都道府県警察)の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」とあるのは「の職員」と読み替えるものと、

収官に報告しなければならない。	② 出納官吏は、歳入金の収納があつたときは、収納済みの旨を歳入徴	場合は、この限りでない。	証書を納入者に交付しなければならない。ただし、財務大臣の定める	第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領収	(出納官吏等の収納手続)	改正案
	(新設)	官吏は、収納済の旨を歳入徴収官に報告しなければならない。	証書を納入者に交付しなければならない。この場合においては、出納	第三十一条 出納官吏又は出納員は、歳入金の収納をしたときは、領収	(出納官吏等の収納手続)	現

2 (略)	2 (略)
	条中「歳入金」とあるのは「国税等」と読み替えるものとする。
るものとする。	九条第二項において準用する会計法」と、令第三十一条及び第三十二
資金に関する法律第九条第二項において準用する会計法」と読み替え	、同条中「会計法」とあるのは「国税収納金整理資金に関する法律第
「科目」と、令第二十九条中「会計法」とあるのは「国税収納金整理	に」と、同条及び令第二十九条中「歳入科目」とあるのは「科目」と
税等」と、令第二十八条及び令第二十九条中「歳入科目」とあるのは	歳入を」とあるのは「国税等を」と、「歳入に」とあるのは「国税等
のは「国税収納命令官」と、「歳入」又は「歳入金」とあるのは「国	「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と、令第二十八条中「
て、これらの規定(令第二十九条を除く。)中「歳入徴収官」とある	て、これらの規定(令第二十九条及び第三十一条第一項を除く。)中
の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合におい	の規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合におい
令」という。)第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条	令」という。)第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第三十二条
第五条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「	第五条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「
(国税等の徴収及び収納)	(国税等の徴収及び収納)
現	改 正 案